

公 告

令和7年4月1日
公益社団法人静岡県畜産協会
会長 河原崎友二

肉用子牛事業生産者積立金単価（負担金の額）について

令和7年4月1日以降の個体登録分の、肉用子牛生産者補給金制度に係る肉用子牛1頭あたりの生産者積立金の額について、令和7年3月28日付け6畜産第3299号で農林水産省畜産局長承認がされましたので、肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程第16条の3の定めにより下記により公告します。

記

< 肉用子牛1頭当たりの負担金の額 >

品種区分	期間	積立金の額	生産者負担金
黒毛和種	3月まで	1,600 円	400 円
	4月以降	1,600 円	400 円
褐毛和種	3月まで	6,000 円	1,500 円
	4月以降	6,000 円	1,500 円
その他肉専	3月まで	18,800 円	4,700円
	4月以降	20,000 円	5,000 円 改定
乳用種	3月まで	6,800 円	1,700円
	4月以降	5,000 円	1,250 円 改定
交雑種（F1）	3月まで	3,200 円	800 円
	4月以降	2,400 円	600 円 改定

※ 改定後の単価は、個体登録日が令和7年4月1日以降のものから適用する